

大田市告示第 1 2 3 号

大田市障がい者等福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱（平成 1 8 年大田市告示第 3 9 号の 1 8）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 1 日

大田市長 楫 野 弘 和

第 3 条第 1 項中「1 0 0 0 円」を「1, 2 0 0 円」に、「5 0 0 円」を「6 0 0 円」に改め、同条第 2 項中「5 0 0 円」を「6 0 0 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。